

## 【フランス】地方選挙における男女同数（パリテ）規定の拡大

海外立法情報課長 芦田 淳

\*2025年5月、人口1,000人未満のコミューン（基礎的自治体）の議会選挙にも候補者を男女同数とする規定を拡大する選挙法典の改正などを行う法律が制定された。

### 1 制定の背景等

フランスでは、これまで「地方生活への責任ある関与及び公共活動の親近性に関する2019年12月27日の法律第2019-1461号」<sup>1</sup>等により、地方選挙の候補者が男女同数となるように図られてきた<sup>2</sup>。しかし、人口1,000人未満のコミューンの議会選挙は男女同数規定の対象外であったため（詳細は第2節(1)を参照）、当該コミューンの議会における女性議員の割合は37.6%にとどまってきた<sup>3</sup>。なお、こうした小規模なコミューンは、全コミューンの71%（人口比では13%）以上を占めている<sup>4</sup>。また、これとは別に、コミューン議会選挙における立候補者数の減少や任期中の辞職の増加という形で、地方自治への参加に係る問題も顕在化している。

そこで、コミューン議会における男女同数の促進等を目的として、「民主主義の活力、コミューンの結束及び男女同数を保障するため、コミューン選挙の投票方式を統一する2025年5月21日の法律第2025-444号」（以下「2025年法」）<sup>5</sup>が制定された（全7か条）。その規定は、次回（2026年3月に実施予定）のコミューン議会選挙から適用される<sup>6</sup>。

### 2 2025年法の主な内容

#### (1) 小規模コミューンの議会選挙に関する規定

コミューン議会選挙は、当該コミューンの人口が1,000人未満か否かによって異なる選挙制度が採用されてきた。人口1,000人以上のコミューンの場合、候補者名簿を用いた投票が行われ、各候補者名簿は、拘束式で、議員定数<sup>7</sup>と同数の候補者を登載していること（選挙法典<sup>8</sup>L.第260条）、男女の候補者を1名ずつ交互に登載していること（同法典L.第264条）が求められる。他方、人口1,000人未満のコミューンの場合、候補者名簿のほか、個人の立候補も認めら

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2025年12月5日、〔 〕は筆者による補記である。

<sup>1</sup> Loi n° 2019-1461 du 27 décembre 2019 relative à l'engagement dans la vie locale et à la proximité de l'action publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039681877>>

<sup>2</sup> "Loi du 21 mai 2025 visant à harmoniser le mode de scrutin aux élections municipales afin de garantir la vitalité démocratique, la cohésion municipale et la parité," 2025.5.22. Vie publique website <<https://www.vie-publique.fr/loi/283622-petites-communes-parite-scrutin-elections-municipales-loi-21-mai-2025>> 以下、本稿の執筆に当たり、同資料のほか、Élodie Jacquier-Laforgue, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 4966, 2022.1.26. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_lois/l15b4966\\_rapport-fond](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b4966_rapport-fond)>; Nadine Bellurot et Éric Kerrouche, *Sénat Rapport*, N° 398, 2025.3.5. <<https://www.senat.fr/rap/l24-398/l24-3981.pdf>> を参照した。

<sup>3</sup> Bellurot et Kerrouche, *ibid.*, p.8. これに対して、人口1,000人以上のコミューンにおける女性議員の割合は48.5%と、ほぼ目標を達成している。

<sup>4</sup> *ibid.*, p.7.

<sup>5</sup> Loi n° 2025-444 du 21 mai 2025 visant à harmoniser le mode de scrutin aux élections municipales afin de garantir la vitalité démocratique, la cohésion municipale et la parité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051643176>>

<sup>6</sup> 2025年法第7条に基づく。以下、条名は、特に断りがない限り、2025年法のものである。

<sup>7</sup> 議員定数はコミューンの人口に応じて定められており、最少は7、最多は69である（地方公共団体一般法典（Code général des collectivités territoriales. 原文のURLに関しては、後掲注(10)を参照。）L.第2121-2条）。

<sup>8</sup> Code électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070239>>

れてきた（同法典 L.第 255-3 条）。また、候補者名簿自体も、非拘束式で、登載される候補者数は議員定数より少なくてもよく、かつ、投票人が、候補者名簿から任意の候補者を削除すること、候補者名簿に他党派の候補者を追加することなどが可能であり、候補者の男女同数に係る規定も設けられていなかった（同法典 L.第 252 条～L.第 259 条）<sup>9</sup>。

そこで、2025 年法は選挙法典の関係規定を改め、人口 1,000 人以上の場合のコミューン議会選挙制度を、人口 1,000 人未満のコミューンにも原則として適用することとした（第 1 条第 2 項による同法典第 252 条の改正等）。ただし、小規模なコミューンの特殊性を考慮し、各候補者名簿に登載される候補者数は、議員定数より 2 少なくともよい等の措置が設けられている。

## （2）小規模コミューンの助役選挙に関する規定

コミューンの助役は、各コミューン議会が議員定数の 30%を超えない範囲でその人数を定め（地方公共団体一般法典<sup>10</sup>L.第 2122-2 条）、同議会議員の互選により選出される（同法典 L.第 2122-4 条）<sup>11</sup>。従来、人口 1,000 人以上のコミューンについてのみ、助役選挙で用いられる候補者名簿に男女の候補者が 1 名ずつ交互に登載されるよう規定されていた（同法典 L.第 2122-7-2 条）が、2025 年法は、人口 1,000 人未満のコミューンの助役選挙についても、この規定を適用するよう改めた（第 4 条第 3 項による同法典 L.第 2122-7-2 条の改正）。ただし、人口 1,000 人以上のコミューンにおいて、欠員のために 1 名以上の助役を任命する必要がある場合、後任は同性のコミューン議会議員の中から選出されるという従来の規定（同法典 L.第 2122-7-2 条第 4 項）は、人口 1,000 人未満のコミューンに適用されない（同改正）。

## 3 組織法律による 2025 年法の補足

このほか、2025 年法による改正に関係規定を対応させるため<sup>12</sup>、「民主主義の活力、コミューンの結束及び男女同数を保障するため、コミューン選挙の投票方式を統一する 2025 年 5 月 21 日の組織法律<sup>13</sup>第 2025-443 号」（以下「2025 年組織法」）<sup>14</sup>が制定された（全 2 か条）。2025 年法と同様に、次回のコミューン議会選挙から適用される（2025 年組織法第 2 条）。

2025 年法とは別の組織法律とされたのは、当該関係規定が①国会議員の兼職禁止又は②フランスに居住する欧州連合市民のコミューン議会選挙に係る被選挙資格に関するものであり、憲法第 25 条及び第 88 条の 3 に基づき、こうした事項が組織法律により規定されることとなっているためである。具体的には、2025 年組織法は、コミューン議会選挙の投票について規定した選挙法典 LO.第 247-1 条に関して、「投票人に交付される印刷された投票用紙には、[違反した場合には] 無効という罰則の下、フランス以外の欧州連合加盟国の市民である候補者の名前の傍らに、その国籍を表示する」という規定を、人口 1,000 人以上のコミューンだけではなく、全てのコミューンを対象とするよう改める（2025 年組織法第 1 条第 2 項）などしている。

<sup>9</sup> 『フランスの地方自治 令和 5 年度（2023 年度）改訂版』自治体国際化協会、2023, pp.90-91. <[https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023\\_France.pdf](https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_France.pdf)>

<sup>10</sup> Code général des collectivités territoriales. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070633](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070633)>

<sup>11</sup> 助役（adjointes et adjoints au maire）の権能に関しては、コミューンの長が、その監督及び責任の下、自らの権能の一部を 1 名又は複数名の助役に委任することができると規定されている（地方公共団体一般法典 L.第 2122-18 条）。なお、議員定数に関しては、前掲注(7)を参照。

<sup>12</sup> Bellurot et Kerrouche, *op.cit.*(2), pp.47-48.

<sup>13</sup> 組織法律とは、憲法と通常法律の中間に位置する。また、組織法律で定めるべき事項は、憲法で定められている。

高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報』1047 号、2019.3.14, p.10. <<https://doi.org/10.11501/11252030>>

<sup>14</sup> Loi organique n° 2025-443 du 21 mai 2025 visant à harmoniser le mode de scrutin aux élections municipales afin de garantir la vitalité démocratique, la cohésion municipale et la parité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051643172>>